

宮崎市郷土の名木等緊急保全事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、宮崎市緑のまちづくり条例（平成14年条例第45号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき指定された緑の保全地区及び条例第19条の規定に基づき指定された郷土の名木を保全し、良好な自然環境を維持するため、宮崎市郷土の名木等緊急保全事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる工事は、郷土の名木又は緑の保全地区内の樹木（以下「名木等」という。）等の保全のために行う緊急を要すると認められる工事等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 倒木や枝の落下など名木等に起因する自己及び他人への被害の発生を未然に防止するために行う剪定工事
- (2) 樹木医（農林水産大臣告示に基づき、(財)日本緑化センターが行う資格審査に合格し、樹木医として登録された者）の診断を受け、保全上又は安全上の理由から措置を講ずべき旨の診断書に従って行う剪定工事又は治療
- (3) その他、市長が特に認めるもの

(対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に掲げる対象樹木の所有者又は管理者で、剪定工事等を行う者とする。ただし、次の各号に掲げる者は除く。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者
- (3) この要綱に規定する補助金の交付を受けて1年を経過していない者（ただし、特段の事情のある場合を除く。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、交付対象工事費に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額。）とし、上限額は、30万円とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、当該名木等緊急保全事業に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 工事費見積書又は計算書
- (4) 工事着手前写真（現況写真）
- (5) 滞納無証明書
- (6) 誓約書兼同意書

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容の審査及び実地調査等により、適当と認めるものについては、補助金の交付を決定し、補助金交付決定書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第7条 補助金の交付の決定を受けた後に、当該事業計画を変更しようとする者は、補助事業計画変更申請書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 収支変更予算書
- (3) 工事費見積書又は計算書

2 市長は前項による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、これを承認し、補助金交付変更承認通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項ただし書きに規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象木の変更を伴わないもの
- (2) 補助金の増額の変更を伴わないもの
- (3) 補助金の額が、当初の交付申請額に対し30%以上の減額を伴わないもの

（実績報告）

第8条 交付の決定を受けた者は、名木等緊急保全事業が完了した時は、遅滞なく補助事業実績報告書（様式第11号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 決算書又は決算見込書
- (3) 工事写真
- (4) 工事費の支払いに係る領収書の写し。ただし、領収書の提出ができない場合は、工事費の支払いに係る請求書とする。この場合において、領収書の受領後、速やかに領収書の写しを提出しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 市長は、補助事業実績報告書の書類の審査及び実地検査により、その工事が補助金の交付の内容に適合すると認めるときは、補助金交付確定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条により確定した額を、申請者の請求（補助金交付請求書（様式第13号））により交付するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年 5月 7日から施行する。

この要綱は、平成27年 1月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 9月24日から施行する。

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。